

**令和6年度 商品中古自動車証明の業務取扱いについて**

一般財団法人日本自動車査定協会 東京都支所

Tel: 03-5418-7001 Fax: 03-5418-7009

東京都管内の商品中古自動車の、自動車税(種別割)減免に関する手続きは、**日本自動車査定協会 東京都支所**に商品中古車の証明申請を行い、その後査定協会が発行する「商品中古自動車証明書」を添付し、申請期限までに「**東京都都税総合事務センター 自動車税課**」宛てに減免申請書を提出します。

なお、減免申請する際は、「令和6年度 中古商品自動車の自動車税(種別割)減免申請について」(東京都主税局)に減免条件等が記載されていますので、必ずお読みください。

(自動車税(種別割)減免の問合せ先 電話番号; 03-5946-6783)

**1. 申請できる商品中古自動車**

- (1) 令和6年 4月 1日現在、販売店が商品車として所有し、かつ展示し、自動車検査証の所有者名、使用者名が同一の中古自動車が対象となります。(所有権留保車は対象外です。)
- (2) 商品中古自動車で、修理中のもの、車両置場、オークション会場などにあるものも含まれます。

**2. 申請できない中古自動車**

- (1) 新規登録車(新車・中古車共に) (2) 社用車・代車用車両 (3) 貸渡自動車 (4) 軽自動車
- (5) 他県登録車

**3. 商品車の現地調査**

- (1) 現車確認は、申請のあった展示車両を調査する場合があります。  
\*現地調査に伺うときは、事前にご連絡いたしますので、ご協力をお願いします。
- (2) 展示場にはないものは、商品車の確認ができる帳簿等の提示をお願いします。
- (3) 査定協会への申請時に、古物台帳・仕入台帳・在庫表等「写し」の提出(**任意**)をお願いします。  
\*商品車の確認業務の効率化にご協力をお願いします。

**4. 査定協会への「商品中古自動車証明申請」の手続き**

申請書はウェブサイト www.jaai.com より「**WEB版**」申請書作成システムにて作成できます。

(申請書は、WEB版、Excel版、手書きの3種類があります。)

- (1) 申請申込書(必ず提出してください)
- (2) 商品中古自動車証明申請書<様式-1-(1)> および 商品中古自動車証明書<様式-1-(2)>
- (3) 「自動車検査証の写し」又は「自動車検査証記録事項の写し」---A4サイズに複写してください。  
※当該販売店名義であることが確認できるものを提出してください。
- (4) 「古物商許可証」の写し ----- 車検証等の所有者名義と同一名義のもの。
- (5) 古物台帳・仕入台帳・在庫表等「写し」の提出(任意)をお願いします。
- (6) 証明手数料 ----- **申請1台につき 550円**(含む消費税)
- (7) 査定協会への申請期間 ----- **令和6年 4月 1日(月) ~ 4月30日(火)**

★郵送申請は、令和6年 4月30日(火)までの郵便局の消印のあるものに限りま。

**5. 「商品中古自動車証明書」の交付**

証明書交付期間 令和6年 5月14日(火) ~ 5月15日(水)

**6. 商品中古自動車証明書の交付後**

自動車税(種別割)減免申請書、商品中古自動車証明書<様式-1-(2)>、古物商許可証の写し、自動車税(種別割)納税通知書の写しを、令和6年 5月31日(金)までに、東京都都税総合事務センター 自動車税課 に提出(または郵送)すること。

〒

申請者住所

申請会社名

担当者名

電話番号

FAX番号

下記の書類を確認し、商品中古自動車証明申請をいたします。

なお、減免の対象とならない **新規登録車(新車、中古車)、代用車、社有車、貸渡自動車、軽自動車、他県登録車等** が証明書より削除されても証明手数料の返還請求はいたしません。

1. 必要書類 (確認して  に  を入れてください)

- ①  「申請申込書」(この用紙)  
②  商品中古自動車証明申請書 様式-1-(1)  
③  商品中古自動車証明書 様式-1-(2)  
④  「自動車検査証記録事項の写し」又は「自動車検査証の写し」…所有者名・使用者名が確認できるもの  
[ 上記の写し右上に連番で申請書 No.と同番号を記入してください ]  
⑤  古物商許可証の写し  
⑥  証明手数料の振込明細の写し  
⑦  「証明書」の郵送をご希望の場合は、証明手数料に送料 370円 を加算してください。  
[ 台×550円＝ 円 ] (+370円＝合計 円)  
⑧  古物台帳、仕入台帳、売上台帳、在庫表 等「写し」の提出(任意)をお願いします。  
\*商品車の確認業務の効率化にご協力をお願いします。

2. 申請場所(窓口) 〒108-0023 東京都港区芝浦 3-11-13

(郵送先) 一般財団法人日本自動車査定協会東京都支所 商品中古自動車証明申請 係

3. 振込先 三菱UFJ銀行 品川駅前支店 普通預金：4840939

ザイ)ニホンジドウシャサテイキョウカイトウキョウトシシヨ

\*インボイス対応の領収書は、申請時に入金を確認できた場合に発行し、商品中古自動車証明書に同封して交付致します。

4. 証明書交付 (ご希望の  に  を入れてください)

- 窓口交付  郵送による送付

5. 商品中古自動車証明書の送付をご希望される場合は、下記に返送先住所等を必ずご記入ください。

【重要】 返送先 ご住所	〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	返送先住所: Address								
	会社名: (部署名)								
	担当者名: Name								様
	電話番号: Telephone Number								【

商品中古自動車証明申請書

一般財団法人 日本自動車査定協会  
東京都支所長 殿

(コード番号 21 一 )  
令和 年 月 日

商品中古自動車確認証明業務実施要領に基づき下記の自  
動車が商品中古自動車であることの証明を申請します。  
なお、下記の自動車の商品自動車であること及び記載事項に  
相違ないこと並びに現地調査が行われる場合には協力するこ  
とを確約致します。

申請者住所  
申請会社名

代表者名  
電話番号  
担当者名

㊞

古物営業 許可番号	
--------------	--

記

◎登録番号の若い順に記入してください。

No.	登録番号				登録年月日		車台番号	車名又はペットネーム	展示場	調査	
	地区	車種	かな	番号	年	月				日	月日
1											現帳
2											現帳
3											現帳
4											現帳
5											現帳
6											現帳
7											現帳
8											現帳
9											現帳
10											現帳
11											現帳
12											現帳
13											現帳
14											現帳
15											現帳
16											現帳
17											現帳
18											現帳
19											現帳
20											現帳

(注) 展示場には、4月1日現在における展示場名を記入してください。

商品中古自動車証明書 (都税総合事務センター提出用)

(コード番号 21 一 )  
令和 年 月 日

申請者住所  
申請会社名

代表者名  
電話番号  
担当者名

印

古物営業  
許可番号

記

◎登録番号の若い順に記入してください。

No.	登録番号				登録年月日		車台番号	車名又はペットネーム	展示場	調査	
	地区	車種	かな	番号	年	月				日	月日
1											現帳
2											現帳
3											現帳
4											現帳
5											現帳
6											現帳
7											現帳
8											現帳
9											現帳
10											現帳
11											現帳
12											現帳
13											現帳
14											現帳
15											現帳
16											現帳
17											現帳
18											現帳
19											現帳
20											現帳

上記は、商品中古自動車確認証明業務実施要領に定める商品中古自動車であることを証明する。

令和 年 月 日

住所

東京都港区芝浦 3-11-13  
一般財団法人日本自動車査定協会  
東京都支所

支所名

代表者氏名

印

# 商品中古自動車証明申請書

## ●記入要領（記入例）

団法人 日本自動車査定協会  
京都支所長 殿

5. 番号欄 (No)  
申請ごとに1からの連番と  
なっています

●添付される車検証(写し)の  
右肩に同番号を記入して下さ  
い

2. 申請年月日 記入して下さい

3. 申請者住所～担当者  
名を記入して下さい

令和 00 年 4 月 10 日

(コード番号 21-80000)

1. コード番号  
昨年と同番号を記入して下さい  
※新規申請の方、不明の方は、  
記入しないでください

代表者印  
又は  
法人印  
(ご担当者印可)

15. 調査欄  
この欄は記入し  
ないで下さい

4. 古物商許可番号  
申請者が所有する古物許可  
証の番号を記入して下さい

11. 車台番号欄  
車検証の『車台番号』下4桁を  
記入して下さい

6. 地区欄  
登録番号の文字は漢字  
で記入して下さい

7. 車種欄  
3桁ですので、2桁の場合は下  
頭を「OJ」で埋めて記入して  
下さい

8. かな欄  
ひらがなで記入して下さい

9. 番号欄  
4桁ですので、3桁以下の場  
合は頭を「OJ」で埋めて記入  
して下さい

10. 登録年月日欄  
車検証の「登録年月日」欄を  
見て、記入して下さい

14. 余白  
以下余白を書き込  
んでください

12. 車名又はペットネーム欄  
車検証の車名またはペットネームを  
記入して下さい

13. 展示場欄  
当該車両の4月1日現在に  
おける展示場 (修理工場、  
置場、オーション会場も  
含む)を記入して下さい

古物許可 番号		307721 705127		登録年月日				車台				調査 結果		現 帳	
No	地区	車種	かな	番号	年	月	日	車台	芝浦	調査 結果	現 帳				
1	品川	330	る	3785	02	03	26	135	芝浦	現 帳					
2	杉並	500	も	1208	02	03	05	0221	シルフイ	現 帳					
3	目黒	334	た	0573	02	02	24	1245	オデッセイ	現 帳					
4	八王子	500	ほ	095	01	12	06	3421	ラクティス	現 帳					
								以下余白							

(注) 1. 展示場欄には、4月1日現在における展示場名を記入して下さい

2. 減免申請できる登録番号は、品川・世田谷・杉並など、東京都のナンバー（他県登録は減免対象外）

## 商品中古自動車証明申請書

申請書は、WEB 版、Excel 版、手書き申請書 の 3種類があります。

---

### 【重要】

#### ◆ 申請申込書 (PDF)

何れの申請時にも必要です。必ず印刷して提出してください。

---

### 《 各申請書 》

#### 1. WEB 版申請書 (ウェブ)

ブラウザーに登録番号等を入力し、申請書を作成できます。

#### 2. Excel 版申請書 (エクセル)

ファイルをダウンロードし、申請書を作成できます。

#### 3. 手書き 申請書 (PDF)

5枚綴り (P1~P5) で印刷されます。記入は 3枚となります。

---

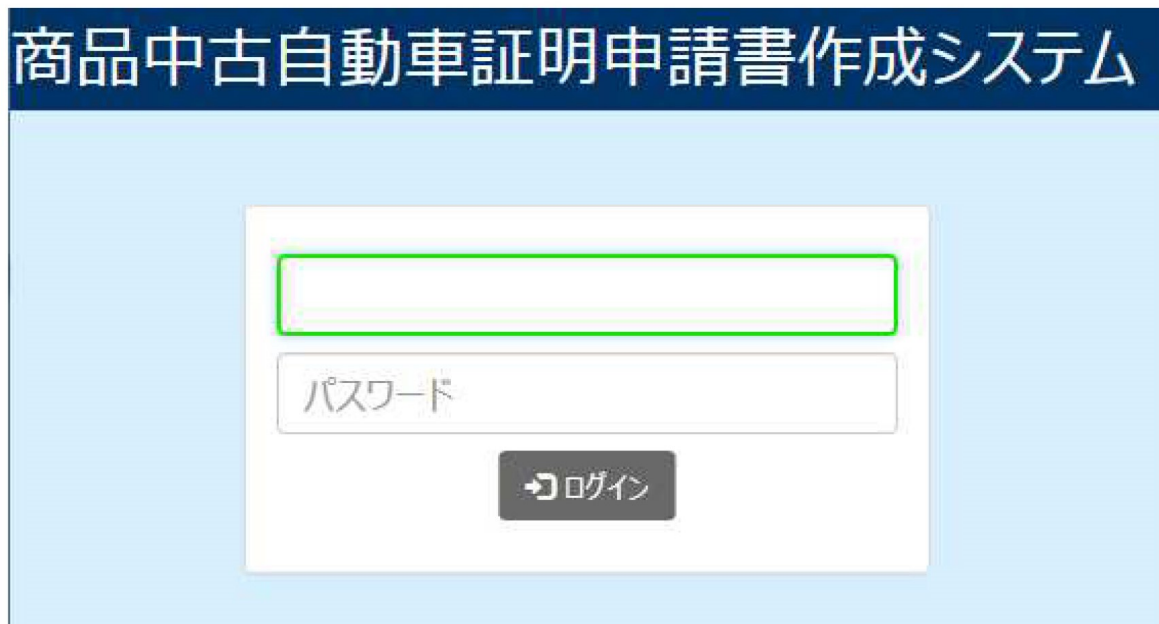
### 【手引き】

- 1) WEB 版のログイン方法
- 2) Excel 版の使い方
- 3) 申請書の書き方

## ID/パスワードについて

- ・初回入力時は、ID/PW ともに「企業コード」(5桁)を入力頂くことにより利用可能になります。

### 商品中古自動車証明申請書作成システム



- ・「企業コード」が不明の場合  
⇒「中古自動車査定士証」カードにてご確認ください。  
「所属会社名」の下部に5桁の企業コードが記載されています。



- ・尚、ログイン後、「申請者情報入力」メニューよりパスワードを変更いただけます。  
(手順はマニュアルの P.13 をご確認ください。)



このエクセル版は、「商品中古自動車申請書」および「自動車税(種別割)減免申請書」を作成するためのものです。  
申請書の作成が終わりましたら、バックアップをお願いいたします。

ワークシートに対象車の情報等を「車検証」等から入力してください。(シート見出しの〈記入要領〉をご覧ください。)  
ワークシートに入力した情報は、全ての申請書等に連動しています。

- ① データの入力は、**20件(20台)**までとなります。21件以上は、下記の【申請台数の追加】をご確認ください。
- ② 地区欄は、登録番号の地区を漢字で入力してください。(品川、世田谷、杉並など、東京都の登録番号)
- ③ 登録年月日は、和暦で入力してください。または、西暦(例:2023/3/10)を半角で入力しますと和暦で表示されます。
- ④ 車体番号は、下4桁(例:1234)を入力してください。
- ⑤ 車名またはペットネームは、11文字以内で入力してください。
- ⑥ 展示場名を入力してください。
- ⑦ 当初税額、減免額を、シート見出しの〈減免額の記載例〉を見て入力してください。
- ⑧ 印刷後、車体番号欄等の最後に「以下余白」と記入してください。

#### 【申請台数の追加】

- ・21件(21台)以上の場合は、「名前を付けて保存」により、申請台数分の「ファイル」を追加してください。
- ・申請者等の必要事項を入力し、登録番号等の情報欄を「空欄」のままにして、ファイルを保存してください。
- ・なお、ファイル名「ucar 01-20」から「ucar 21-40」、「ucar 41-60」等に「ファイル名」を変更して保存してください。
- ・ワークシート「No」最上位の番号を変更すると、自動的に20件分の連番となります。  
(例: 1→21にすると「No21~No40」、21→41にすると「No41~No60」)

#### 【印刷について】

シートを表示し、印刷プレビュー等で確認してください。

印刷は、各シート(1)~(4)の「4枚」となります。

(1) 商品中古車申請書 (2) 商品中古車証明書 (3) 減免申請書 (4) 減免申請書 控

(1) 商品中古車申請書 様式-1-(1)、(2) 商品中古車証明書 様式-1-(2)、(3) 申請申込書 を査定協会へ申請してください。

自動車税の当初税額、減免税額は、商品中古自動車証明書の交付後に入力してください。

- ・「減免税額」欄には年税額からの計算式が設定されており、減免税額/税額計は自動計算されます。(控裏面を参照)
- ・当初税額が月割りの場合は、当該額を減免税額欄に直接入力してください。(控裏面の記載方法を参照)
- ・減免申請書の最下段にある「都税に関する滞納処分等の有無」欄には、「有・無」と記載されていますが、「有」「無」の何れかに「○」をしてください。「有」の場合は処分等の年月日を入力してください。
- ・自動車税の減免申請する「令和\_\_\_\_\_年度分」の空白に「当該年度」を記入してください。

(4) 自動車税(種別割)減免申請書は、商品中古自動車証明書を添付して、都税総合事務センターへ提出してください。

● この「エクセル版」の使用は、自己責任でお願いします。



## 令和6年度 中古商品自動車の自動車税（種別割）減免申請について

### 1. 減免要件

- (1) 賦課期日〔令和6年4月1日〕現在、申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている中古自動車で、商品として所有し、かつ、展示していること。**（車検整備時等の代車として使用した場合、人や物の移動に使用した場合など、運行の用に供した場合は、減免の対象となりません。）**
- (2) 古物営業法の規定により、自動車について古物営業の許可を受けていること。
- (3) 自動車税（種別割）に係る徴収金を滞納していないこと。
- (4) 令和6年度に係る自動車税（種別割）を納期限内に納付していること。
- (5) 都税に関して罰金以上の刑に処せられた方または通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた方は、減免申請期限時点で、その刑の執行が終わった（執行を受けることがなくなった）日または通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (6) 都税に係る滞納処分を受けた方は、減免申請期限時点で、その滞納処分の日から2年を経過していること。

### 2. 提出書類

#### (1) 自動車税（種別割）減免申請書（中古商品自動車）

★ 申請書を一般財団法人日本自動車査定協会（以下、「査定協会」といいます。）ホームページの申請書作成システム（WEB版）で作成し、「都税事務所への電子データ提供について」に同意された方は、電子データの提出は不要です。

(注) **Excel版で作成した方は、減免申請書と電子データ（ワークシートを保存したCD又はDVD）を提出。**

★ 「減免申請書（控）」は、お手元で保管ください。なお、東京都で收受印押印後返送を希望の方は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、送付ください。

#### (2) 商品中古自動車証明書（査定協会が発行したもの）

・ 査定協会への証明書発行申請期間は、令和6年4月1日(月)から同年4月30日(火)までです。  
[郵送による申請は、令和6年4月30日(火)までの消印有効]

#### (3) 古物商許可証の写し

#### (4) 令和6年度自動車税（種別割）納税通知書の写し（又は自動車税（種別割）納税通知内訳書の写し）

★ **納期限（令和6年5月31日）までに納付が確認できない場合は、減免申請が不許可となります。**

### 3. 減免申請期限

**令和6年5月31日(金)**

★ 郵便又は信書便は、消印が減免申請期限までのものが有効。それら以外は、到達日が提出日となります。

### 4. 減免額

自動車税（種別割）年税額の1/2分の3に相当する額

・ 4月中の抹消は1ヶ月相当額、5月中の抹消は2ヶ月相当額、6月中の抹消は3ヶ月相当額です。

### 5. 注意事項

(1) 道路運送車両法第7条により新規登録（中古新規を含む。）された自動車は、中古商品自動車に該当しません。

(2) 申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている自動車対象です。所有者と同一でない使用者が登録されている（所有権留保車を含む。）場合は対象とはなりません。

(3) **所有するすべての自動車の自動車税（種別割）を納期限（令和6年5月31日）までに必ず納付してください。**

・ 減免申請した自動車以外の自動車（自社使用車等）を含みます。

・ **納期限までに納付していない自動車が1台でもあった場合は、すべての自動車について減免が不許可となります。**

・ 抹消済の自動車も、納期限までに年税額または月割税額を納付してください。

・ 減免が決定した自動車は、減免額を後日還付します。

(4) 例年、賦課期日前に変更登録（名義変更・抹消・転出等）済の自動車や非課税の自動車に対する申請や、登録年月日の記載誤りが複数見受けられます。十分ご確認ください。

★東京都は、現地調査等による中古商品自動車の確認を行っています。ご協力をお願いいたします。

### 6. 提出場所

東京都都税総合事務センター 自動車税課

〒176-8509 東京都練馬区豊玉北6-13-10 (問い合わせ先) TEL 03-5946-6783

## 中古商品自動車 自動車税（種別割）減免申請チェックリスト

区分	項番	チェック項目	チェック ☑
登録情報等について	1	古物営業法の規定により、自動車について古物営業の許可を受け、古物台帳に記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	2	賦課期日（4月1日）現在、所有されている車両ですか。 ※自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている車両であることが必要です。 ※4月1日現在 <b>名義変更・抹消・転出</b> 等している車両は対象になりません。	<input type="checkbox"/>
	3	所有者と同一でない使用者が登録されていませんか。（所有権留保車を含む。） ※所有者と使用者が同一でない場合、減免対象になりません。	<input type="checkbox"/>
	4	新規登録( <b>新車新規・中古新規</b> )の車両ではありませんか。 ※新規登録( <b>新車新規・中古新規</b> )の車両は <b>申請対象外</b> です。	<input type="checkbox"/>
	5	商品として所有し、展示していますか。 ※ <b>社用車、代車用車両、貸渡自動車（レンタカー）、軽自動車、他県登録車両</b> はいずれも減免対象外です。 ※商品として展示していない場合、 <b>人や物の移動に使用する等運行の用に供した場合は、減免の対象外</b> です。 ★東京都は、現地調査等による中古商品自動車の確認を行っています。ご協力ください。	<input type="checkbox"/>
納付状況等について	6	<b>所有するすべての自動車の自動車税(種別割)を納期限(5月末)までに納付</b> していますか。 ※ <b>減免申請した自動車以外の自動車(自社使用車等)を含みます。</b> ※ <b>納期限までに納付していない自動車が1台でもあった場合は、すべての自動車について、減免が不許可になります。</b>	<input type="checkbox"/>
	7	<b>抹消済の自動車</b> について、納期限（5月末）までに年税額または月割額を納付していますか。	<input type="checkbox"/>
	9	<b>都税(自動車税以外も含みます)</b> に関して、 <b>罰金以上の刑に処せられた方</b> または <b>通告処分(料りに相当する金額に係る通告処分を受けた方)</b> は、減免申請期限時点で、その刑の執行が終わった日または通告の旨を履行した日から <b>3年を経過</b> していますか。	<input type="checkbox"/>
	10	<b>都税(自動車税以外も含みます)</b> に係る <b>滞納処分を受けた方</b> は、減免申請期限時点で、その滞納処分の日から <b>2年を経過</b> していますか。	<input type="checkbox"/>
上記すべての項目をチェックし、減免申請の要件を満たしていることを確認しました。			<input type="checkbox"/>

自動車税（種別割）減免申請書（中古商品自動車）

受付印

都税総合事務センター所長 殿

（納税義務者）

令和 年 月 日

住所

氏名・名称

代表者名

電話番号

担当者名

次の自動車について、東京都都税条例

第85条の6の規定により、令和 年度分の

自動車税種別割の減免を申請します。

古物営業の許可番号		古物営業の許可名義人								
No.	登録番号				登録年月日			当初税額 (円)	減免額 (円)	摘要
	地区	車種	かな	番号	年	月	日			
都税に関する滞納処分等の有無	滞納処分を受けたことの有無				有 ・ 無		有るときは滞納処分の年月日		年 月 日	
	地方税法若しくは条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28第1項の規定による通告処分若しくは平成29年法律第2号第2条の規定による改正前の地方税法において準用する国税犯則取締法の規定による通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無				有 ・ 無		有るときは刑及びその刑の確定の年月日、又は、処分(更正があった場合は、当該更正後の通告の旨)及びその処分の履行の年月日		年 月 日	

◎登録番号の若い順に記入してください。

# 自動車税減免申請書(中古商品自動車) 記載例



都税総合事務センター所長 殿

(納税義務者)

令和〇〇年 5 月 25 日

住所 新宿区西新宿〇-〇-〇

申請書の入力日を入力してください。

次の自動車について、東京都条例

氏名・名称 〇〇自動車販売 株式会社

第84条の規定により、平成〇〇年度分の

代表者名 東京 太郎

印

自動車税の減免を申請します。

電話番号 03-5555-1111

古物営業の許可番号、古物営業の許可名義人を入力してください。

減免受付の対象となる年度を入力してください。

担当者名 東京 花子

納税義務者の住所、氏名・名称、代表者名、電話番号、担当者名を入力してください。入力を終了し、印刷後に押印してください。

古物営業の許可番号	古物営業の許可名義人
300123456789	〇〇自動車販売 株式会社

No.	登録番号				登録年月日			当初税額 (円)	減免額 (円)	摘要
	地区	車種	かな	番号	年	月	日			
1	品川	033	ち	0001	01	12	01	45,000	11,300	
2	品川	300	ら	0022	02	02	15	51,000	12,800	
3	足立	500	る	3456	02	03	22	39,500	9,900	
4	多摩	330	ろ	5678	02	02	09	3,200	3,200	4月7日抹消
5	多摩	501	め	0123	02	01	20	7,500	7,500	5月10日抹消

◎登録番号の若い順に記入してください。

車検証の「自動車登録番号」欄を見て入力してください。

車検証の「登録年月日」欄を見て入力してください。

当初税額には、年分の税額を入力してください。ただし、4月廃車の場合には、1か月分、5月廃車の場合には、2か月分の月割税額を入力してください。

減免額は、年分の税額から9か月分の月割税額を引いた額を入力してください。ただし、4月廃車、5月廃車の場合には、当初税額と同額を入力してください。

### ○減免額(家用)

種別	当初税額	減免額
1%以下	29,500	7,400
1%超 1.5%以下	34,500	8,700
1.5%超 2%以下	39,500	9,900
2%超 2.5%以下	45,000	11,300
2.5%超 3%以下	51,000	12,800
3%超 3.5%以下	58,000	14,500
3.5%超 4%以下	66,500	16,700
4%超 4.5%以下	76,500	19,200
4.5%超 6%以下	88,000	22,000
6%超	111,000	27,800

「有」か「無」を、○で囲んでください。「有」の場合、年月日を入力してください。

都税に関する滞納処分等の有無	滞納処分を受けたことの有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有るときは滞納処分の年月日	年 月 日
	地方税法若しくは条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28第1項の規定による通告処分若しくは平成29年法律第2号第2条の規定による改正前の地方税法において準用する国税犯則取締法の規定による通告処分(料りに相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有るときは刑及びその刑の確定の年月日、又は、処分(更正があった場合は、当該更正後の通告の日)及びその処分の履行の年月日	年 月 日